

岡垣町耐震改修促進計画

岡垣町
(令和5年3月)

目 次

第1章 耐震改修促進計画の趣旨

1. 計画策定の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
2. 耐震化を取り巻く社会動向・・・・・・・・・・3
3. 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・6

第2章 岡垣町における耐震化の課題

1. 想定される地震規模と被害の想定・・・・・・・・7
2. 耐震化の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
3. 耐震改修促進に向けた課題・・・・・・・・・・14

第3章 耐震改修促進計画

1. 耐震化の目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
2. 計画の骨子・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
3. 施策の概要
 - 3-1 民間特定建築物の耐震化・・・・・・・・19
 - 3-2 住宅の耐震化・・・・・・・・・・・・・・・・19
 - 3-3 耐震改修促進に向けた効果的な普及啓発・・20
 - 3-4 耐震改修促進に資するその他の施策・・20

第4章 計画の実現に向けて

1. 関係主体の役割分担・・・・・・・・・・・・・・・・21
2. 計画の進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・21

第1章 耐震改修促進計画の趣旨

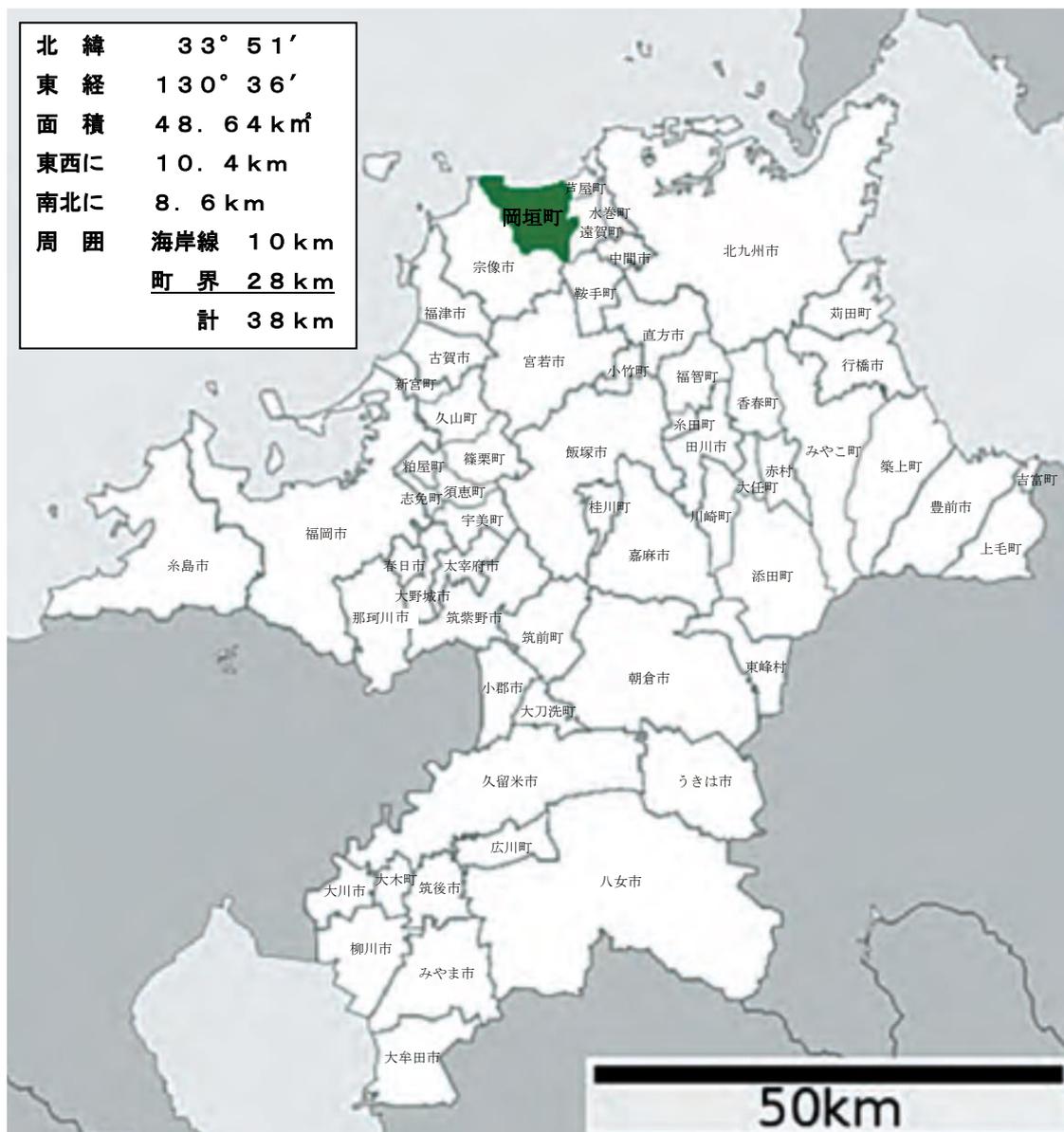
第1章 耐震改修促進計画の趣旨

1. 計画策定の目的

岡垣町では、地震による建築物倒壊などの被害から岡垣町民の生命、身体及び財産を保護するために、福岡県や関係団体と連携して既存建築物の耐震診断や改修を総合的かつ計画的に促進することを目的として、耐震改修促進法（平成7年法律第123号）に基づき、「岡垣町耐震改修促進計画」を平成25年3月に策定した。

その後、平成25年11月に改正法が施行され、さらには、平成31年1月に施行令が改正された。この間、平成28年4月の熊本地震や平成30年6月の大阪府北部地震などが発生しており、こうした状況を踏まえ福岡県では、福岡県建築物耐震改修促進計画を令和3年3月に改正している。そこで、上位計画である県計画の改正と現計画の計画期間が本年度で終了することから、建築物の耐震化を取り巻く社会動向を踏まえた計画とするため、今回、令和12年度までの計画期間とし本計画を作成する。

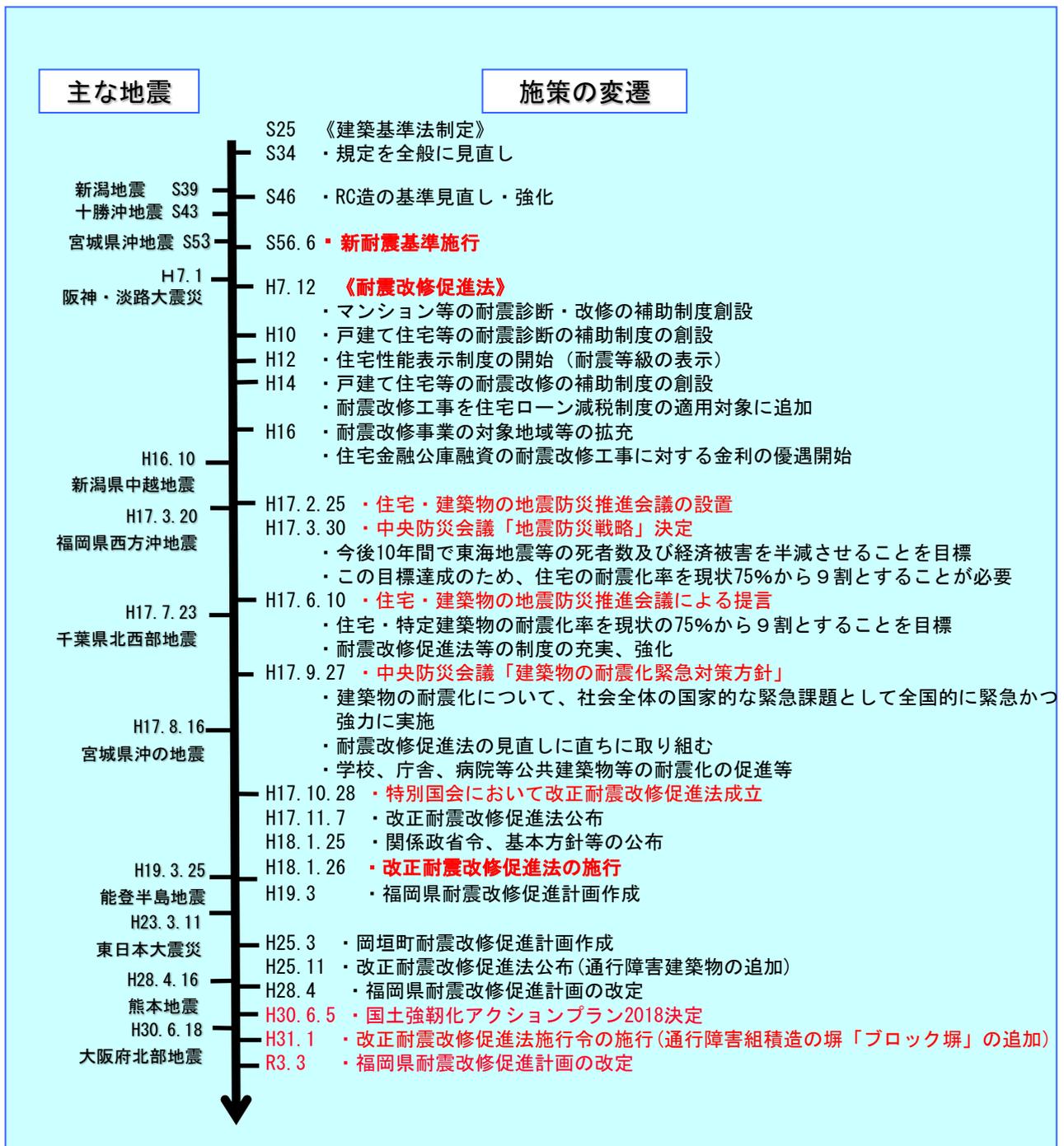
岡垣町の位置



2. 耐震化を取り巻く社会動向

(1) 建築物の耐震に関する施策の変遷

建築基準法制定以降の我が国における主な地震と建築物の耐震に関する施策の変遷を時系列で整理すると以下のとおりとなる。昭和43年の十勝沖地震及び昭和53年の宮城県沖地震の発生を契機として、昭和56年6月に新耐震基準が施行、同様に平成7年に発生した阪神・淡路大震災を契機として、同年12月に耐震改修促進法が施行されている。また、福岡県西方沖地震などの大地震の頻発等を背景として、平成18年1月に改正耐震改修促進法が施行され、平成23年3月に発生した東日本大震災では、建築物に大きな被害が発生し平成25年11月に耐震改修促進法が改正されている。さらには、平成30年の大阪府北部地震を契機として平成31年1月に同法施行令が改正され現在に至っている。



(2) 耐震改修促進法改正の概要

南海トラフの巨大地震などが最大クラスの規模で発生した場合の被害想定で、東日本大震災を超える甚大な被害が想定され、また、その発生の切迫性が指摘されていることなどから、「建築物の耐震化の円滑な促進のための措置」を目的として、耐震改修促進法が改正され、平成25年11月より施行された。

また、平成30年6月の大阪府北部地震等におけるブロック塀等の倒壊被害を踏まえ、ブロック塀等の倒壊による主要な道路（緊急輸送道路ネットワーク）の通行障害の防止のため、通行障害建築物に加え、同建築物に付属する組積造の塀を追加する耐震改修促進法施行令の改正が行われ、平成31年1月より施行されている。

なお、岡垣町には該当となる建築物や付属する組積造の塀はない。

耐震改修促進法の制定（平成 7 年 10 月）

新潟県中越地震や福岡県西方沖地震など大地震の頻発
どこで地震が発生してもおかしくない状況

頻発

切迫

東海地震、東南海・南海地震、首都直下地震等の発生
いつ地震が発生してもおかしくない状況

中央防災会議「地震防災戦略」

東海・東南海・南海地震の
死者数等を 10 年後に半減

地震防災推進会議の提言

住宅及び特定建築物の耐震化率の目標
約 75%→9 割

耐震改修促進法の改正（平成 18 年 1 月）

計画的な耐震化の推進

建築物に対する指導等の強化

支援措置の拡充

南海トラフの巨大地震や首都直下地震が最大規模で発生した場合、
東日本大震災を超える甚大な人的・物的被害の発生がほぼ確実視

* 南海トラフ被害想定（H24. 8 内閣府）
物的被害約 94～240 万棟、死者約 3～32 万人

社会資本整備審議会（第一次答申）～住宅・建築物の耐震化促進方策のあり方～
○支援策の充実 ○耐震診断の徹底 等

耐震改修促進法の改正（平成 25 年 11 月） 耐震改修促進施行令の改正（平成 31 年 1 月）

建築物耐震化促進のための規制強化

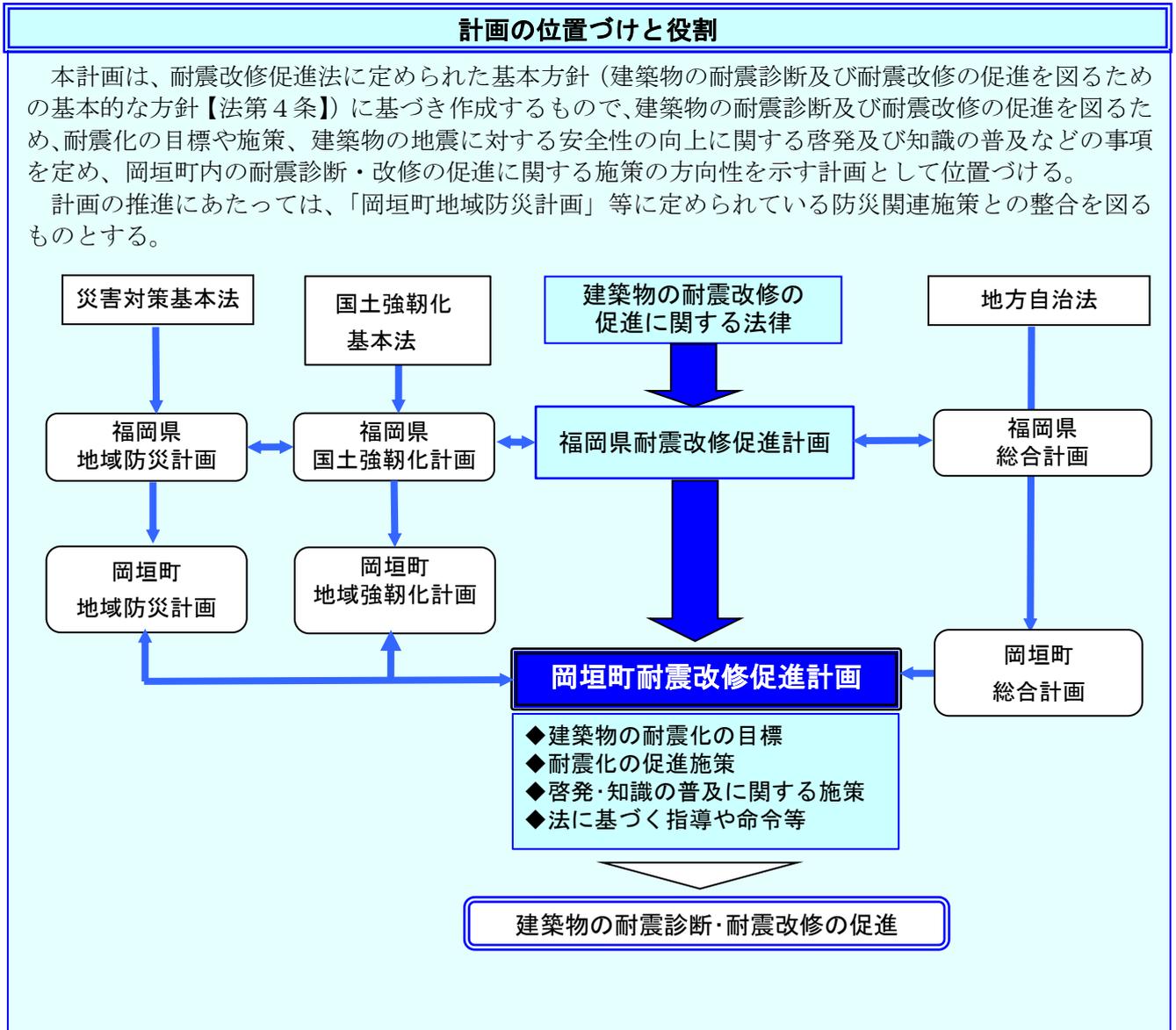
- 耐震診断の義務化・診断結果の公表
 - ・要緊急安全確認大規模建築物（大規模特定建築物）
 - ・要安全確認計画記載建築物（通行障害建築物、防災拠点建築物）
- * 通行障害建築物の要件に一定規模の組積造の塀が追加（H31. 1）
- すべての建築物の耐震促進
 - ・耐震診断、必要に応じた耐震改修の努力義務

建築物耐震化の円滑な促進のための措置

- 耐震改修計画の認定基準の緩和、容積率、建ぺい率の特例
- 区分所有建築物の耐震改修の必要性にかかる認定
- 耐震性にかかる表示制度の創設

3. 計画の位置づけ

(1) 位置づけと役割



(2) 計画の期間

| 計画の期間 |
|--------------------------|
| ◆ 計画の期間は令和12年度までの8年間とする。 |
| ◆ 必要に応じて計画の見直しを行う。 |

(3) 計画の構成

| 計画の構成 | | |
|-------------------------|------------------|--------------|
| 岡垣町 耐震改修促進計画 | 1. 耐震改修促進計画の趣旨 | 3. 耐震改修促進計画 |
| | 2. 岡垣町における耐震化の課題 | 4. 計画の実現に向けて |

第2章 岡垣町における耐震化の課題

第2章 岡垣町における耐震化の課題

1. 想定される地震規模と被害の想定

(1) 福岡県における既往地震

福岡県における既往地震の概要は下表のとおりであり、平成17年3月20日に発生した福岡県西方沖地震では、岡垣町においても震度4を観測した。

● 直近の本県関係の地震

2005年(平成17年) 福岡県西方沖地震

(福岡県西方沖調査点検委員会報告書)

| 年月日 | M | 被害の概要 |
|------------|-----|---|
| 2005年3月20日 | 7.0 | 福岡市を中心に被害。死者1名 重傷者81名 軽傷者992名 住家被害全壊138棟、半壊315棟、一部損壊8,832棟 福岡県 最大震度6弱 |

● 過去の本県関係の主な地震は次のとおりである。

(日本被害地震総覧より)

| 年月日 | M | 被害の概要 |
|-------------|---------|---|
| 679年12月 | 6.5-7.5 | 家屋倒壊、幅2丈(6m)、長さ3000余丈(10km)の地割れ |
| 1706年11月26日 | | 7回地震、うち2回強く、久留米、柳川で強い揺れの為、堀の水の揺り上げ、魚死す |
| 1848年1月10日 | 5.9 | 柳川で家屋倒壊あり |
| 1872年3月14日 | 7.1 | 久留米で液状化による被害 |
| 1898年8月10日 | | 糸島半島で負傷者3名、家屋、神社、土蔵破損。 12日8:36(M5.8)にも余震 12日の地震で福岡市で家屋、土蔵の壁に亀裂。早良郡壱岐、金部村で土蔵被害 |
| 1929年8月8日 | 5.1 | 雷山付近。震央付近で壁亀裂崖崩れ 震度3 福岡 佐賀 厳原 |
| 1930年2月5日 | 5.0 | 雷山付近。小崖崩れ、地割れ。 (7日12:35強い余震) 震度3 福岡 佐賀 厳原 |
| 1941年11月19日 | 7.2 | 宮崎県を中心に大分、熊本、愛媛でも被害。宮崎ではほとんどの家の壁に亀裂。人吉で死者1名、負傷者5名、家屋全壊6棟、半壊11棟等の被害。日向灘沿岸では津波最大1mで船舶に若干の被害。 震度5 宮崎 人吉 震度4 福岡 熊本 大分 震度3 飯塚 |
| 1966年11月12日 | 5.5 | 屋根瓦や壁の崩壊。 震度3 福岡 熊本 佐賀 雲仙 日田 |
| 1968年8月6日 | 6.6 | 愛媛県を中心に、船舶、通信、鉄道に小被害。宇和島で重油でタンクのパイプ破損し、重油170klが海上に流出 震度5 大分 震度4 福岡 山口 宮崎 延岡 熊本 阿蘇山 鹿児島 震度3 飯塚 下関 佐賀 日田 都城 |
| 1991年10月28日 | 6.0 | 文教施設等に若干の被害 震度4 福岡 震度3 飯塚 大分 佐賀 下関 山口 萩 |
| 1996年10月19日 | 6.6 | 有感範囲は福井市までと広範囲にわたったが、被害は宮崎・大分県などで棚のものの落下程度。飫肥城大手門・松尾の丸などで瓦が数百枚落ちた。沿岸で波高10cm程度の小津波。 震度5 宮崎 鹿児島 震度4 福岡 |
| 1997年6月25日 | 6.6 | 軽傷2名、家屋全壊1棟、半壊2棟、一部損壊176棟。水道断水は、阿東町、むつみ村の2町村でピーク時90戸。 震度6強 益田 震度4 福岡 |

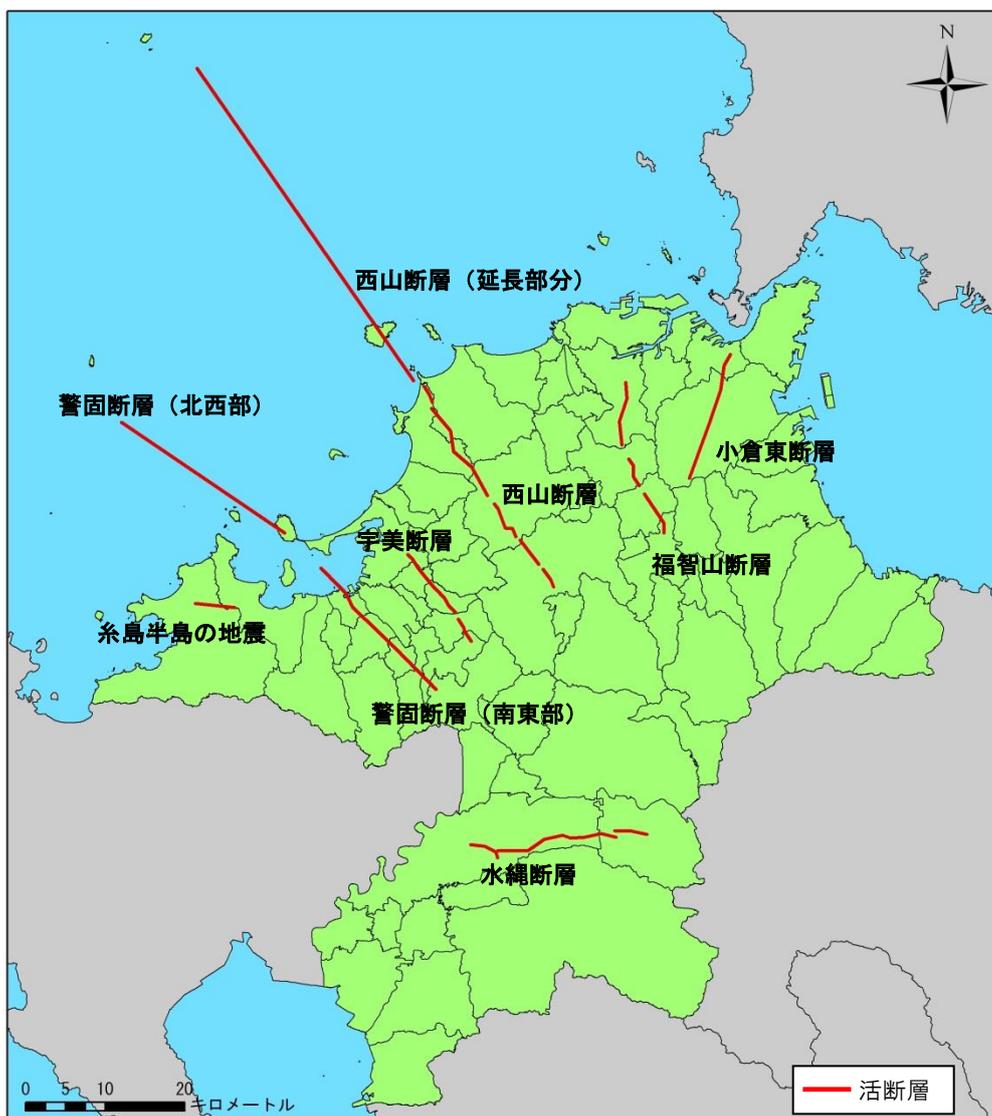
(2) 福岡県地域防災計画における想定地震による想定被害

「福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）平成 24 年 5 月 30 日」に示されている、想定地震及び想定地震による想定被害は次のとおり。

【想定地震】

- もし活動すれば県内 4 地域の拠点都市である福岡市、北九州市、飯塚市、久留米市に最も大きな影響を及ぼすと考えられる活断層を想定した。
- 想定震源断層は、下図の断層のうち、福岡市に影響を及ぼすと考えられる警固断層（南東部）、北九州市に影響を及ぼすと考えられる小倉東断層、飯塚市に影響を及ぼすと考えられる西山断層、久留米市に影響を及ぼすと考えられる水縄断層の 4 つである。
- 活断層の存在が確認されていない地域においても、地震が発生する可能性があることから、全市町村について直下型地震を想定した。
- 想定地震の震源断層パラメーター

| 活断層 | 警固断層南東部 | 小倉東断層 | 西山断層 | 水縄断層 | 地表に活断層が現れていない地域 |
|--------------|---------|-------|------|------|-----------------|
| 震源断層長さ(km) | 27 | 17 | 31 | 26 | 各市町村の直下10km |
| 震源断層幅(km) | 15 | 8.5 | 15 | 15 | |
| 想定マグニチュード(M) | 7.2 | 6.9 | 7.3 | 7.2 | 6.9 |



【想定被害】

- 活動した場合に県内4地域の主要都市（福岡市、北九州市、飯塚市、久留米市）に重大な被害を及ぼすと想定される4つの想定震源断層の予測被害は下表のとおりである。

算定条件は、冬季の夕刻（午後5時～6時）、風速4m/秒である。

- 建物被害の概要

建物棟数が多く、かつ地震動等が大きい水縄断層の想定で、最も大きい被害が予測されており、久留米市や八女市を中心に木造建物が全壊23,951棟、半壊10,251棟、非木造建物が全壊1,621棟、半壊1,304棟と予測される。

小倉東断層の想定では、北九州市内を中心に木造建物が全壊6,504棟、半壊5,458棟、非木造建物が全壊603棟、半壊795棟と予測される。また西山断層の想定では、筑豊地方などを中心に木造建物が全壊12,526棟、半壊12,655棟、非木造建物が全壊855棟、半壊1,169棟と予測される。警固断層南東部の想定では、福岡市などを中心に木造建物が全壊16,291棟、半壊12,864棟、非木造建物が全壊1,676棟、半壊2,157棟と予測される。

| 想定項目 | | 震源断層 | | 小倉東断層 | 西山断層 | 警固断層 | 水縄断層 |
|-------------------|-----------------|----------------|--------|--------|---------|----------------|--------|
| | | | | (中央下部) | (北西端下部) | 南東部 (北西端下部) | (中央下部) |
| 建物被害 (棟) | (大破) 全壊 | 木造 | | 6,504 | 12,526 | 16,291 | 23,951 |
| | | 非木造 | | 603 | 855 | 1,676 | 1,621 |
| | | 計 | | 7,107 | 13,381 | 17,967 | 25,572 |
| | (中破) 半壊 | 木造 | | 5,458 | 12,655 | 12,864 | 10,251 |
| | | 非木造 | | 795 | 1,169 | 2,157 | 1,304 |
| | | 計 | | 6,253 | 13,824 | 15,021 | 11,555 |
| ライフライン等被害 (箇所) | 上水道 | | 1,079 | 2,853 | 2,993 | 1,947 | |
| | 下水道 | | 331 | 200 | 650 | 517 | |
| | 都市ガス管 | | 123 | 23 | 159 | 33 | |
| | 配電柱 | | 54 | 100 | 141 | 164 | |
| | 電話柱 | | 42 | 88 | 140 | 144 | |
| | 道路 | 高速道路*1 (km) | | 78 | 52 | 120 | 103 |
| | | 国県道路 | | 71 | 176 | 155 | 152 |
| | 鉄道 | | 163 | 365 | 346 | 263 | |
| 湾岸係留施設 (km) | | 66.3 | 91.9 | 62.5 | 30.9 | | |
| 火災 | 炎上出火 (件数) | | 26 | 53 | 74 | 95 | |
| | 延焼による焼失 (棟数) | | 4 | 6 | 10 | 19 | |
| 人的被害 (人) | 死者 | | 486 | 844 | 1,183 | 1,482 | |
| | 負傷者 | | 6,634 | 21,678 | 22,508 | 23,254 | |
| | 要救出者 | | 3,946 | 3,967 | 7,160 | 6,700 | |
| | 要後方医療 搬送者数 | | 664 | 2,165 | 2,254 | 2,327 | |
| | 避難者数 | | 22,899 | 23,025 | 41,425 | 39,713 | |

*1 高速道路はインターチェンジ間などで不通箇所を生じる可能性が予測された場合、当該区間延長の合計を示している。

* 各活断層の被害想定については、両端及び中央部から破壊を開始した3パターンの被害を算出したが、この表には建物被害が一番多い破壊開始点から算出被害を掲示した。なお、掲示した破壊開始点は震源断層の欄に括弧書きで示している。

(3) 岡垣町における想定地震

岡垣町では、平成24年3月「福岡県地震に関する防災アセスメント調査報告書」に基づき、想定地震を以下のとおり設定する。

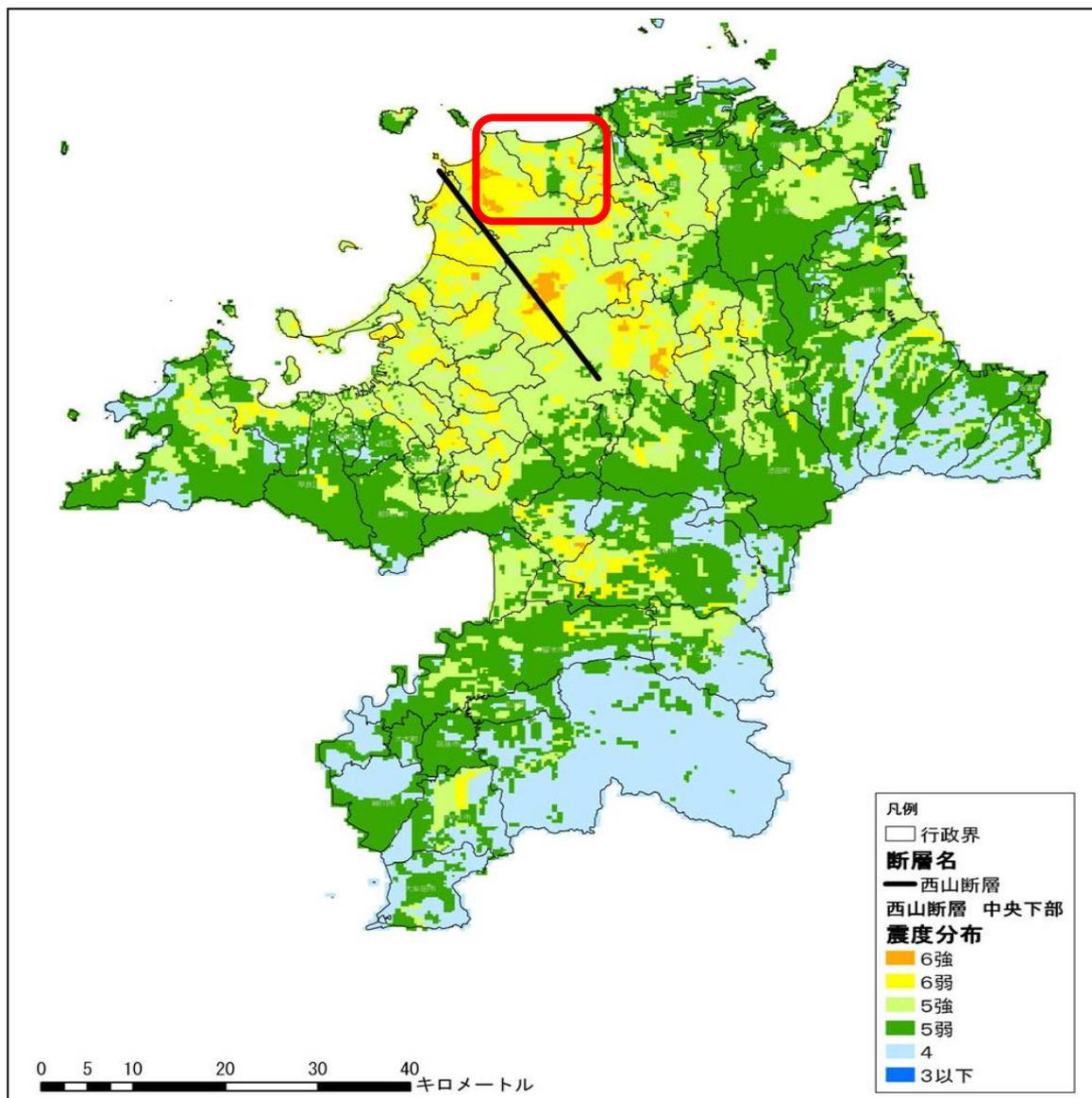
【想定地震】

岡垣町周辺の想定震源断層の中で、最も大きな被害をもたらすのは、西山断層を震源としたマグニチュード7.3の地震が想定される。本計画においては、平成24年3月「福岡県地震に関する防災アセスメント調査報告書」に基づいて被害想定を実施することとする。

【前提条件】

福岡県の設定に基づき、マグニチュード7.3、震源断層長さ31km、震源断層幅15kmの地震を想定する。想定した季節及び時刻は、最も出火率が高くなる冬季の夕刻（午後5時～午後6時）とする。風の条件を福岡市の冬季（12月～2月）の平均風速である3.2m/秒（気象庁：日本気候表より）よりも大きな風速を想定して4m/秒とする。

【地震被害分布】（福岡県地震に関する防災アセスメント調査報告書より）



(4) 岡垣町における想定被害

平成24年3月「福岡県地震に関する防災アセスメント調査報告書」において、先の本町における想定地震が発生した場合、建物全体の被害は、全壊・半壊を合わせて127棟にのぼると予想されている。特に木造家屋での建物被害が大半を占める結果となっている。

| 想定項目 | | 震源断層 | | 西山断層 (中央下部) |
|-----------------------|--------------|------|-----|----------------|
| | | 木造 | 非木造 | |
| 建物被害 (棟) | 全壊 (大破) | 木造 | | 48 |
| | | 非木造 | | 2 |
| | | 計 | | 50 |
| | 半壊 (中破) | 木造 | | 71 |
| | | 非木造 | | 6 |
| | | 計 | | 77 |
| ライフライン等 被害 (箇所) | 上水道 | | | 107 |
| | 下水道 | | | 12 |
| | 配電柱 | | | 2 |
| | 電話柱 | | | 2 |
| 火災 | 炎上出火 (件数) | | | 0 |
| | 延焼による焼失 (棟数) | | | 0 |
| 人的被害 (人) | 死者 | | | 5 |
| | 負傷者 | | | 210 |
| | 要救出者 | | | 20 |
| | 要後方医療搬送者数 | | | 21 |
| | 避難者数 | | | 100 |

* 活断層の被害想定については、両端及び中央部から破壊を開始した3パターンの被害を算出したが、この表には建物被害が一番多い破壊開始点から算出被害を掲示した。

2. 耐震化の現状

(1) 対象建築物

耐震改修促進法において、多数の者が利用する建築物のうち一定規模以上のものを特定建築物と定めている。指示対象となる特定建築物は、下表の建築物のうち現行の耐震基準に適合しないものをいう。

| 用途 | 特定建築物の規模要件 | | 指示対象となる 特定建築物の規模要件 | | |
|------------------------------------|--|----------|-----------------------|----------|----------|
| | 階数 | 面積 | | | |
| 不特定多数のものが利用する建築物 | 幼稚園、保育所 | 2以上 | 500㎡以上 | 750㎡以上 | |
| | 小学校、中学校、中等教育学校 特別支援学校（屋内運動場を含む） | | 1,500㎡以上 | | |
| | 上記以外の学校 | | | 3以上 | |
| | 老人ホーム、老人短期入所施設、 身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの | 2以上 | 1,000㎡以上 | 2,000㎡以上 | |
| | 老人福祉センター、児童厚生施設、 身体障害者福祉センターその他これらに類するもの | | | | |
| | ボーリング場、スケート場、水泳場 その他これらに類する運動施設 | 3以上 | | | |
| | 病院、診療所 | | | | |
| | 劇場、観覧場、映画館、演芸場 | | | | |
| | 集会場、公会堂 | | | | |
| | 展示場 | | | | |
| | 卸売市場 | | | | |
| | 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗 | | | | 2,000㎡以上 |
| | ホテル、旅館 | | | | |
| | 賃貸住宅（共同住宅に限る）、寄宿舎、下宿 | | | | |
| | 事務所 | | | | |
| | 博物館、美術館、図書館 | | | | |
| | 遊技場 | | | | |
| | 公衆浴場 | | | | 2,000㎡以上 |
| | 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、 ダンスホールその他これらに類するもの | | | | |
| | 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行 その他これらに類するサービス業を営む店舗 | | | | |
| | 工場（危険物の貯蔵場 又は処理場の用途に供する建築物を除く） | 1以上 | | | 500㎡以上 |
| | 車両の停車場又は船舶若しくは 航空機の発着場を構成する建築物で 旅客の乗降又は待合いの用に供するもの | | | | |
| | 自動車車庫その他の自動車又は 自転車の停留又は駐車のための施設 | | | | |
| 郵便局、保健所、税務署その他これらに類する 公益上必要な建築物 | | | | | |
| 体育館（一般公共の用に供されるもの） | 1以上 | 2,000㎡以上 | | | |
| 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物 | 政令で定める数量以上の危険物を貯蔵、 処理する全ての建築物 | | | | 500㎡以上 |
| 多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある建築物 | 全ての建築物 | | | | |

(2) 特定建築物の耐震化の状況

岡垣町内で、不特定多数の者が利用する特定建築物の耐震化の現状は以下のとおりである。

| | 昭和57年 以降の建築物[A] | 昭和56年 以前の建築物[B] | | 建築物数 [D=A+B] | 耐震性あり [E=A+C] | 耐震化率 [F=E/D*100] |
|---------|--------------------|--------------------|--|-----------------|------------------|---------------------|
| | | うち耐震性あり [C] | | | | |
| 公共特定建築物 | 7 | 9 | | 16 | 16 | 100% |
| | | 9 | | | | |
| 民間特定建築物 | 18 | 7 | | 25 | 21 | 84.0% |
| | | 3 | | | | |
| 特定建築物計 | 25 | 16 | | 41 | 37 | 90.2% |
| | | 12 | | | | |

令和4年11月末岡垣町固定資産税台帳データ及び岡垣町財産台帳より集計

(3) 住宅の耐震化の状況

岡垣町内の住宅（木造戸建て住宅及び共同住宅）に関する耐震化率は、以下の通りである。

| | 昭和57年 以降の住宅[A] | 昭和56年 以前の住宅[B] | | 住宅数 [D=A+B] | 耐震性あり 建築物数 [E=A+C] | 耐震化率 [F=E/D*100] |
|---------|-------------------|-------------------|--|----------------|--------------------------|---------------------|
| | | うち耐震性あり [C] | | | | |
| 木造戸建て住宅 | 5,631 | 4,202 | | 9,833 | 6,299 | 64.1% |
| | | 668 | | | | |
| 共同住宅等 | 157 | 45 | | 202 | 191 | 94.6% |
| | | 34 | | | | |
| 住宅計 | 5,788 | 4,247 | | 10,035 | 6,490 | 64.7% |
| | | 702 | | | | |

令和4年11月末岡垣町固定資産税台帳データより集計

3. 耐震改修促進に向けた課題

(1) 岡垣町の耐震化の課題

① 意識啓発・知識の普及

福岡県西方沖地震から月日が経過するとともに、住民の地震に対する意識は低くなっているため、広報などを通して再度地震の恐さを思い出し、防災意識を保持することが出来るよう、適切な情報提供を継続して行なっていく必要がある。

② 耐震化に向けた環境整備

岡垣町民の生命・財産を保護するため、耐震改修促進法や建築基準法等に基づいて行われる、県による町民への指導等に協力をしていく。また、建物所有者の負担軽減のため、各種制度などの情報提供を行っていく必要がある。

③ 建築物全般の安全対策

建物の耐震化と併せて、ブロック塀等を含め建築物全般の安全対策を行なう必要がある。また、家具等の転倒防止や、天井材の落下防止など、屋内空間における安全性確保に対する知識の普及が必要である。

(2) 岡垣町の耐震化のこれまでの取り組み

① 公共施設の耐震化の推進

岡垣町が所有する建物の内、学校施設や、耐震化が必要な庁舎、公民館等主要な施設16箇所の耐震化は、すべて完了した。又、公共施設にあるブロック塀についても安全対策を施した。

② 建築物所有者の意識啓発及び相談体制等の充実

広報誌やホームページを通して、防災意識の普及啓発を行うとともに、耐震化等の情報を提供している。また、建物の改修などに関する相談等があった場合は、(一財)福岡県建築住宅センターの相談窓口の紹介を行っている。

③ 耐震改修促進法の適正な運用

耐震改修促進法に基づき、県が行う民間特定建築物等への適正な指導に協力している。

④ 建築物所有者の負担軽減

県が行なっている、木造戸建住宅に対する耐震診断アドバイザー派遣制度の啓発及び紹介を積極的に行なっている。また、木造戸建住宅に対する補助は平成26年度から、危険なブロック塀の撤去に対する補助については、平成30年度から実施している。

第3章 耐震改修促進計画

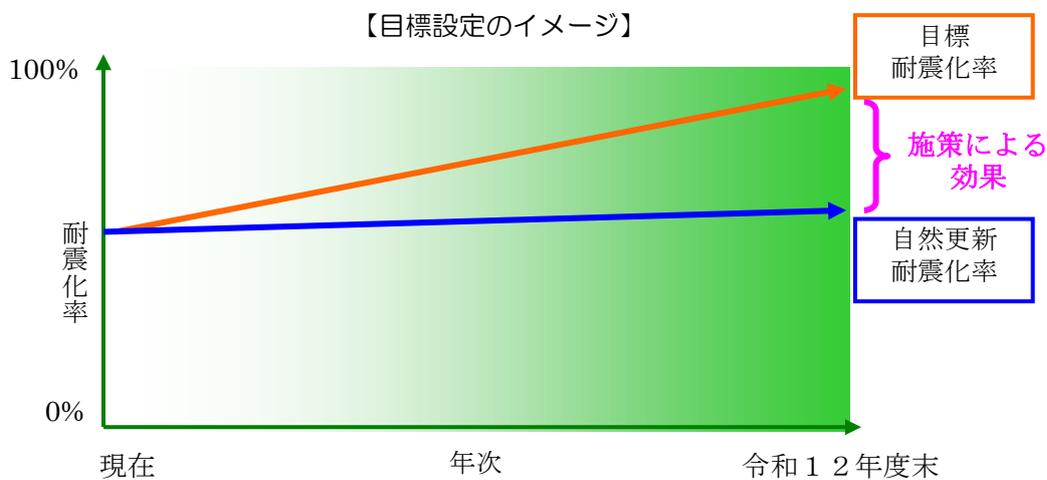
1. 耐震化の目標

1-1 目標設定の考え方

国は、国土強靱化アクションプラン2015で耐震化率の目標を住宅、特定建築物ともに95%（R2）と示しており、令和7年度までに「耐震化が不十分な住宅を概ね解消すること」としている。県計画においては、耐震化の現状や自然更新のペース、施策による効果及び国の目標を考慮し住宅及び特定建築物に区分し、国同様の目標を設定している。

町計画では、特定建築物及び住宅の耐震化の状況を鑑み、達成すべき耐震化の目標を以下のとおり設定する。

1-2 耐震化目標の設定



現在、S56以前の住宅の多くが建替え時期を迎え、それに伴う耐震化率の自然更新が大幅に見込まれることや、施策による効果や、国及び県の目標設定を踏まえ、岡垣町では、特定建築物・住宅に対し、令和12年度末までに以下の耐震化率とすることを目標とする。

特定建築物・住宅（共通） 令和12年度末迄に耐震化率＝95%

| | 全棟数 (戸数) | S57以降建築 棟数(戸数) | S56以前建築 | | | 現状の耐震化率 (%) | 耐震化率の目標 〔令和12年度末〕 (%) |
|-------|-------------|-------------------|---------|-----------------|-----------------|----------------|-----------------------------|
| | | | 棟数(戸数) | 耐震性あり 棟数(戸数) | 耐震性なし 棟数(戸数) | | |
| 特定建築物 | 41 | 25 | 16 | 12 | 4 | 90.2% | 95% |
| 住宅 | 10,035 | 5,788 | 4,247 | 702 | 3,545 | 64.7% | 95% |

*昭和56年以前の公共特定建築物で、耐震診断が完了していない建築物は、耐震性なしに分類している。住宅及び民間特定建築物は、耐震適合率を用いて耐震化率を算出している。

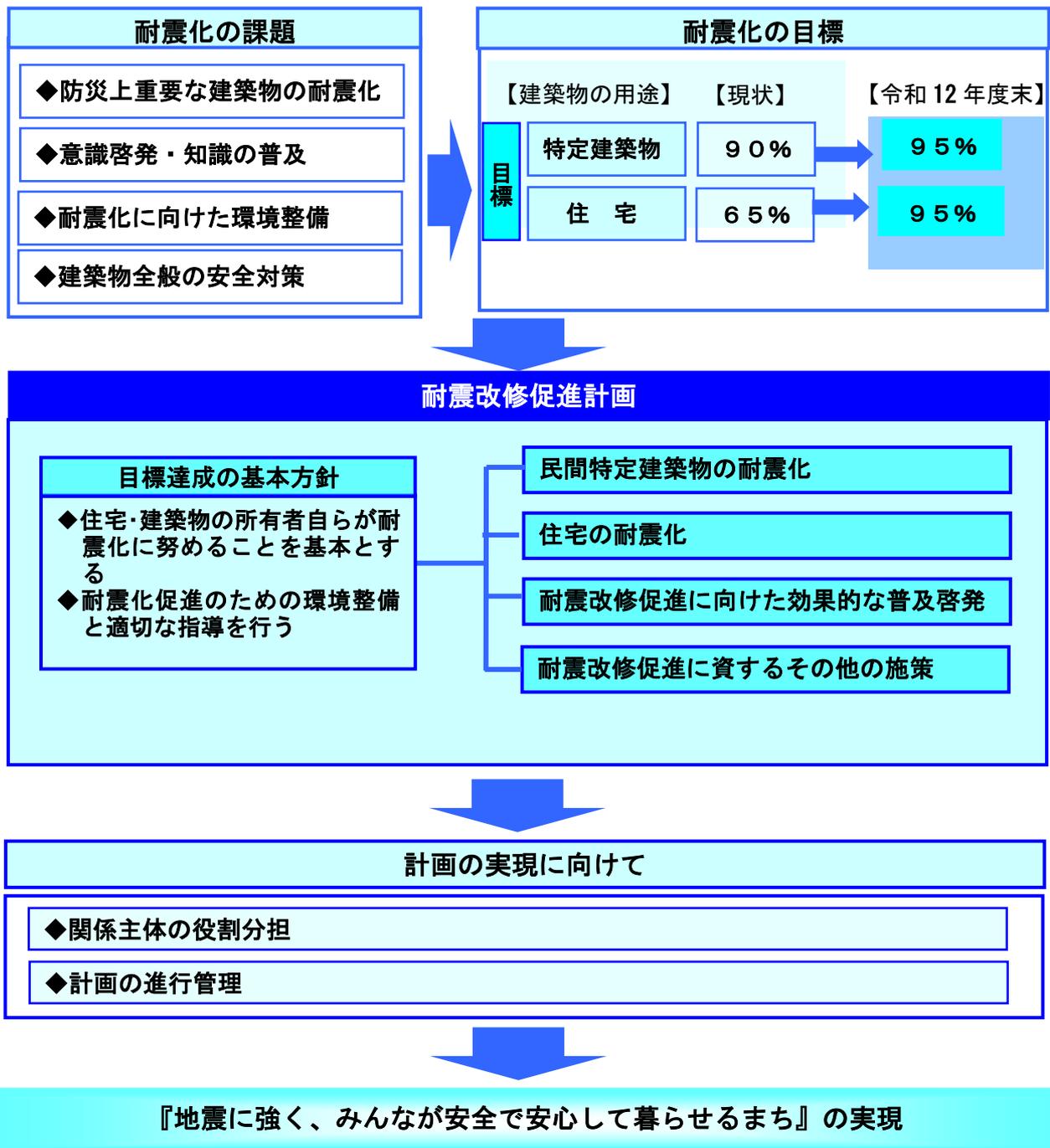
●目標達成のためには、住宅の耐震改修を3,043戸、特定建築物の耐震改修を2棟実施する必要がある。

2. 計画の骨子

(1) 耐震化の基本方針

住宅・建築物の耐震化については、所有者等が自らの問題、地域の問題という意識を持って取り組む必要がある。そのため、岡垣町は、所有者等が安心して耐震診断・耐震改修等に取り組むことができるような環境整備等を検討するものとする。

(2) 施策の体系



3. 施策の概要

3-1. 民間特定建築物の耐震化

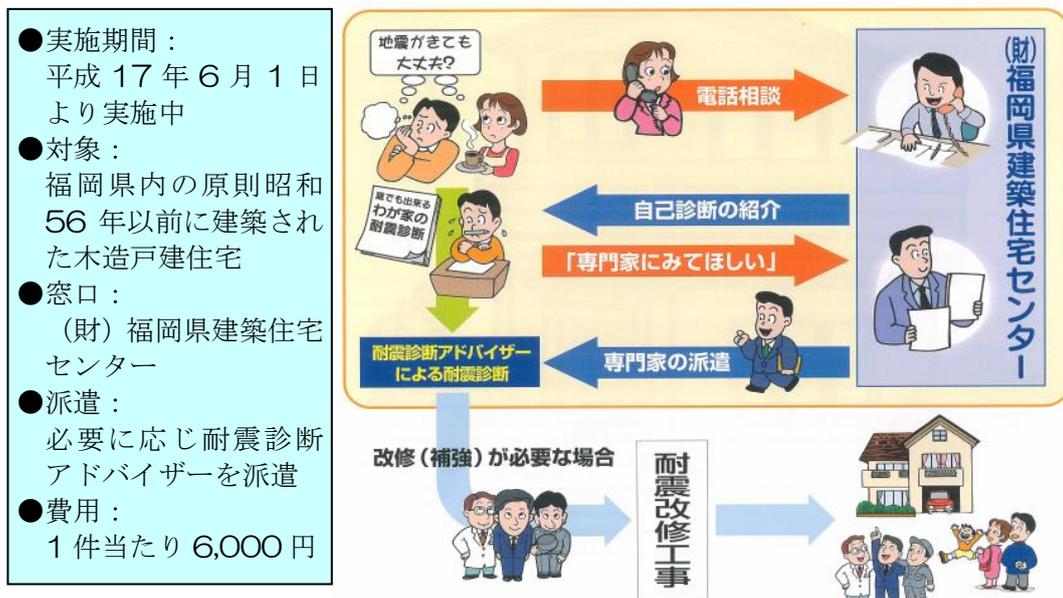
耐震改修促進法第14条では、「多数の者が利用する建築物」「危険物の貯蔵場等の用途に供する建築物」「多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある建築物」を特定建築物として規定し、所有者の耐震化への努力義務を課し、耐震改修促進法第15条において「指導及び助言並びに指示」の対象としている。建築物の耐震化の促進を図るための指導等を行うには、所管行政庁の指導等の内容や実施方法を定め、効率的な実施を図る必要がある。

岡垣町では、法の趣旨を踏まえ、所管行政庁である福岡県と連携して、具体的な取組方針、建築基準法の勧告、命令の実施等について協議を行い、特定建築物の積極的な耐震化を促進することとする。

3-2. 住宅の耐震化

住宅の耐震化については、所有者自らの問題として主体的に取り組めるための支援等を広報し、県や関係団体と連携を図り耐震化を促進していく。

- ① 耐震診断については、建築物所有者に対して、「福岡県耐震診断アドバイザー制度」の活用を広報し、住宅の耐震性への理解を求め、また、耐震診断の結果、耐震性の劣る住宅には各種情報提供等により耐震化を促進する。



- ② 耐震改修の促進を図るため、一定条件に適合した耐震改修を実施した場合に、所得税や固定資産税の減額が受けられる耐震改修促進税制等の情報を積極的に紹介し、周知に努める。又、木造戸建て住宅の耐震化に係る補助事業については、平成26年度より実施している。

3-3. 耐震改修促進に向けた効果的な普及啓発

建築物所有者の防災意識を高めるとともに、福岡県と連携して岡垣町民への知識の普及と啓発に努めていく。

- ①地震発生リスクに対する岡垣町民の意識を高め、耐震化に向けた具体的な行動に結びつけるために、防災教育（講習会、出前講座等）等を実施し、耐震化に対する普及啓発を行う。
- ②地震に対する日常的な対策として、家具や電化製品等の転倒防止に有効な金物等による固定など、手軽に出来る耐震対策を周知していく。
- ③建築物の所有者等の意識啓発を図るため、発生のおそれがある地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した地図（地震ハザードマップ）を作成する。
- ④福岡県建築指導課や（一財）福岡県建築住宅センター、各関係機関との連携強化により、情報提供の充実を図る。

3-4. 耐震改修促進に資するその他の施策

① 建築物の総合的な安全対策

ブロック塀倒壊防止や窓ガラス、屋外広告物等の破損落下防止等の耐震対策について、所管行政庁である福岡県と連携して改善を促していく。又、平成31年1月より、道路沿いの危険なブロック塀は、通行人など町民の安全を守る観点から、撤去・改修が促進されるよう、除去に係る補助事業を実施している。なお、補助の対象となる避難路については、住宅や事業所から避難所や避難地へ至る私道を除く経路とする。

② 空き家対策の促進

岡垣町では、定住促進策としての中古住宅購入や解体新築について、平成26年度より補助を実施、さらに令和2年度より危険な空き家の解体補助を実施している。これらの施策については、住宅の耐震改修促進に繋がる施策であり、引き続き担当部署と連携し実施していく。

③ 総合的な地震防災対策

県や関係機関と連携を図りながら、建築物の敷地の崩壊や崖崩れによる被害を防止する観点から、建築物の耐震化と併せ、自然災害への防災対策を講じていく。

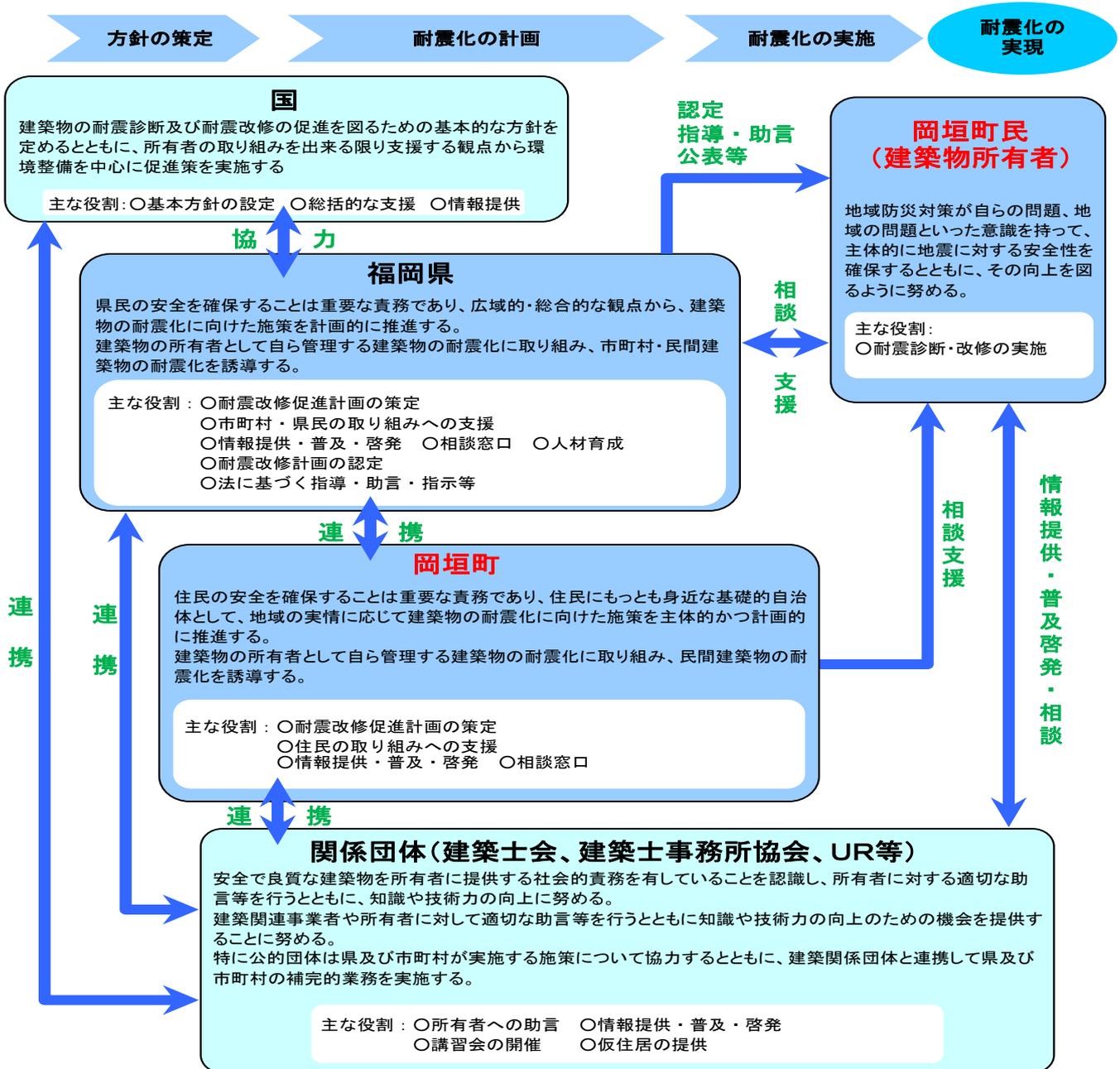
第4章 計画の実現に向けて

1. 関係主体の役割分担

本計画の実現に向けては、関係する主体の役割と責務を明確にした上で、相互に連携を図りながら計画を実行に移していく必要がある。

建築物の耐震化を推進するためには、行政や県民の連携のみならず、建築に関わる団体等との有機的な連携が不可欠であるため、岡垣町民がより身近で活用しやすい施策の実施体制を整備する。

【関係主体の役割分担のイメージ】



2. 計画の進行管理

耐震化の目標達成のため、定期的に資産税台帳を基に調査を行い、現状の把握と耐震化率の目標達成の状況を確認する。